

中小企業信用保険法 2 条 4 項 5 号に基づく特定業種の指定制度について

主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少等が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じている業種については、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 5 号の規定に基づく特定業種として指定。

指定された業を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、金融機関から借入を行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となる。

<特例保証の内容>

①保証限度額の別枠化

（一般保険限度額）			（別枠保険限度額）	
・ 普通保険	2 億円		・ 普通保険	2 億円
・ 無担保保険	8,000万円	+	・ 無担保保険	8,000万円
・ 特別小口保険	1,250万円		・ 特別小口保険	1,250万円

②保証料率

一般保証では 1. 35%（平均）であるところ、セーフティネット保証 5 号では概ね 1. 0%以下（景気対応緊急保証では 0. 8%以下）に軽減。

<認定手続きについて（個々の中小企業者）>

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者が当該特例保証を受けようとする場合は、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているためその経営の安定委支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることが必要。